

事 務 連 絡
令和 7 年 9 月 1 日

中国向け輸出水産食品の衛生証明書発行機関 御中

健康・生活衛生局食品監視安全課

中国向け輸出水産食品の衛生証明書の発行要件について

標記について、「農林水産物及び食品の輸出証明書の発行等に関する手続規定」（令和 2 年 4 月 1 日財務大臣・厚労大臣・農林水産大臣決定）の別紙 CN-S1「中華人民共和国向け輸出水産食品の取扱要綱」の 9. 衛生証明書の発行手続の「(2) 衛生証明書の発行要件の審査」の「カ.」及び「キ.」において、別途通知としていた内容は下記のとおりですので、衛生証明書の適正な発行についてご対応方よろしくをお願いします。

記

1. 「(2) 衛生証明書の発行要件の審査」の「カ.」について（出荷制限の関係）

原子力災害対策特別措置法第 20 条第 2 項に基づく出荷制限の指示の対象である現在の当該地域及び魚種は、以下の厚生労働省ホームページに掲載されていることから参照すること。

・厚生労働省ホームページ

https://www.mhlw.go.jp/shinsai_jouhou/shokuhin.html

2. 「(2) 衛生証明書の発行要件の審査」の「キ.」について（避難指示の関係）

原子力災害対策特別措置法第 15 条第 3 項に基づく避難の指示の対象である地域で、避難指示が発出されている期間内に生産、加工等された水産物の対象とする避難指示区域は、令和 7 年 9 月 1 日現在、福島県の葛尾村、双葉町、大熊町、南相馬市、飯館村、富岡町及び浪江町の各市町村の一部である。

3. その他

本日以降、上記 1. に係る出荷制限の解除及び上記 2. に係る避難指示区域の解除が行われた場合の衛生証明書の発行再開日については、当課から別途指示する。